

日立市隣地統合補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、隣地の統合により、住宅建築が困難な宅地の解消と建築用地の再生及び創出を促進するとともに、民間住宅の市場流通の活性化を図るため、隣地統合に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 隣地 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）の所有する土地に接続する民有地をいう。
- (2) 隣地統合 隣地を取得し、一敷地として利用することをいう。ただし、住宅団地等として、宅地分譲を目的として既に区画割がされており、宅地として登記されている隣地を取得する場合は、この限りではない。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1) 隣地統合後の所有者等であること。
- (2) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しないこと。

(隣地統合の要件)

第4条 隣地統合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当していなければならない。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 隣地統合する土地が、それぞれ異なる個人又は法人が所有するものであること。
- (2) 相続及び贈与による隣地統合でないこと。
- (3) 宅地建物取引業を営む者が営利目的として行う隣地統合でないこと。
- (4) 統合後の所有地は、宅地として地目の登記がされていること。

- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づき、住宅建築が可能な敷地要件を備えていること。
- (6) 統合後の敷地面積は合計で200平方メートル以上とすること。
- (7) 補助を申請する日が属する年度の前々年度の4月1日以降から補助を申請する日までに所有権移転の登記が完了していること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 測量費用
- (2) 登記費用
- (3) 不動産取得に係る仲介手数料
- (4) 統合後に一敷地として利用するために必要な門塀等の工作物（立木、生垣等を含む。）の撤去に係る処分費用及び収集運搬費用並びに敷き均し等の整地費用及びスロープ・階段等の設置費用（ただし、隣地統合に必要と認められない経費は除く。）
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、敷地内の動産の処分費は、補助対象経費としない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、日立市隣地統合補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 隣地統合する前の土地の所在地、位置関係、接道状況、隣接状況が分かる書類（位置図、現況写真、現況図等）
- (2) 隣地統合する前の土地の所有者が分かる書類（登記事項証明書又はその写し等）
- (3) 隣地を取得したことを証する書類（売買契約書の写し及び登記事項証明書又はその写し）
- (4) 第5条第1項第4号に掲げる補助対象経費（以下「処分・整地等の経費」という。）を伴う場合は、実施前の写真
- (5) 補助対象経費に係る契約書、領収書等及び見積書又は請求書（内訳明細が記されたも

の)の写し。ただし、契約によらない場合は、それを証する書類の写し

(6) 処分・整地等の経費を伴う場合は、実施完了後の写真

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは、日立市隣地統合補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(額の確定)

第9条 前条に基づき交付の適否を決定するとき、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金等の額の確定を併せて行う。

(実績報告)

第10条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

(補助金の請求)

第11条 第9条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付を申請した日の属する年度末までに、日立市隣地統合補助金交付請求書(様式第3号)のほか、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の請求を適当と認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付を行うものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) その他市長が不適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。